

# 「ワライグマ基地のだ みんなの居場所」会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本団体は「ワライグマ基地のだ みんなの居場所」と称する。

### 第2条（目的）

本団体は、不登校や引きこもり状態にある青少年および高齢者、地域のすべての方が安心して過ごせる居場所を提供し、社会復帰や生活支援、居場所支援を行うことを目的とする。

### 第3条（活動内容）

本団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 居場所の運営および提供
2. 相談支援、学習・就労支援活動
3. 社会復帰や生活改善を目指したプログラムの実施
4. 関係機関との連携
5. 地域社会への啓発活動
6. その他、目的を達成するために必要な活動

### 第4条（所在地）

本団体の事務所を以下に置く。

千葉県野田市大殿井185-1-201

## 第2章 会員

### 第5条（会員資格）

本団体の目的に賛同し、活動に参加する意思を有する者を会員とする。

### 第6条（会員の種類）

本団体の会員は、次の2種類とする。

1. 正会員（運営に携わり、活動に参加する者）
2. 賛助会員（団体を資金面で支援する者） ＊一口1000円

### 第7条（会員の権利および義務）

1. 会員は、団体の活動に参加する権利を有する。
2. 会員は、会則を遵守し、団体の目的達成に努める。

### 第8条（会費）

本団体の会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員 1000円（年間）

## 2. 賛助会員 一口1000円

### 第3章 役員

#### 第9条（役員の種類）

本団体に次の役員を置く。

1. 代表
2. 副代表
3. 事務局長
4. 会計
5. 会計監査
6. その他必要に応じて設置する役員

#### 第10条（役員を選出）

役員は、総会において選出する。

#### 第11条（役員任期）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任が選出されるまで、その職務を遂行するものとする。

#### 第12条（役員職務）

1. 代表は、団体を代表し、その業務を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときにはその職務を代行する。
3. 事務局長は、団体の事務を管理する。
4. 会計は、団体の財務を管理し、総会に報告する。
5. 会計監査は、団体の財務に関する監査を行い、その結果を総会に報告する。

### 第4章 会議

#### 第13条（総会）

1. 総会は、年に1回開催し、代表が招集する。
2. 総会は、次の事項を審議し、決議する。
  1. 会則の変更
  2. 役員を選出
  3. 会費の決定
  4. 活動方針および予算の承認
  5. その他重要事項

#### 第14条（役員会）

役員会は、必要に応じて代表が招集し、団体の運営に関する事項を審議・決定する。

## 第5章 会計

### 第15条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第16条（会計監査）

会計は、毎年度終了後、速やかに決算報告書を作成し、監査を受けなければならない。

## 第6章 解散

### 第17条（解散）

本団体は、総会の決議により解散することができる。

### 第18条（残余財産の処分）

団体解散時の残余財産は、総会の決議により、類似の目的を持つ他の非営利団体に寄付するものとする。

## 第7章 雑則

### 第19条（会則の改正）

本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。

### 附則

本会則は、令和6年9月1日から施行する。